

ものづくり開発・グリーン 成長分野推進補助金

本事業は、ノーステック財団が札幌市からの補助事業を活用して、「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村内の企業等が行う新技術・新製品の開発等の取組みを支援するものです。



2026年

公募締切 5月15日 金

— 公募内容 —

■ものづくり開発に関する対象分野

- 製造関連
- 健康福祉・医療関連

補助金限度額：500万円（補助率1/2以内）

※介護支援関連及びバリアフリー等に資する開発は2/3以内

※2026年度より「食」「IT」関連は対象外としております。

食品の新製品開発やソフトウェア開発などは対象外となりますので、ご注意ください。

■グリーン成長分野に関する対象分野

- 環境関連
省エネ・創エネ・蓄エネ等のエネルギー関連産業や資源循環関連産業等におけるカーボンニュートラルの推進に資する製品・技術・システムの開発及び実証試験

補助金限度額：1,000万円（補助率2/3以内）

「さっぽろ連携中枢都市圏」

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町



詳細は裏面および財団HPをご覧ください。 <https://www.noastec.jp/>

【問合せ先】 ノーステック財団 ビジネスソリューション支援部

TEL：011-792-6119

E-mail：hcluster@noastec.jp



2026年度 ノーステック財団
「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」(札幌市補助事業)の概要

事業目的	札幌市産業全体の底上げが期待される「ものづくり分野」及び「環境関連分野」において、「さっぽろ連携中枢都市圏」内の企業等が行う新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）の取り組みを支援することによって、圏域内の経済の活性化を図っていくことを目的とします。	
補助対象分野	補助金の交付対象となる事業は、下記のⅠ～Ⅱにおける新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）に関する取り組みに対し、その経費の一部を補助する（原則、実用化・事業化の可能性の高いもの）。	
	Ⅰ. ものづくり分野（食関連、IT関連を除く）	Ⅱ. 環境分野
	(1) 製造関連 (2) 健康福祉・医療関連	(3) 環境関連
補助事業の対象者	下記(1)～(7)の要件をすべて満たす中小企業者、組合等	
	<p>下記(1)～(7)の要件を満たす企業、組合等もしくは企業、組合等を代表とし、企業等・大学研究機関等により構成したコンソーシアム</p> <p>(1) 「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村（※）の区域内に本社を有する企業 ※市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町</p> <p>(2) 設立後1年以上経過していること</p> <p>(3) 事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること</p> <p>(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと</p> <p>(5) 市町村税の滞納がないこと</p> <p>(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと</p> <p>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと</p>	
補助金額 (限度額)	500万円以内	1,000万円以内
補助率	補助対象経費総額の1/2以内 ※介護支援関連及びバリアフリー等に資する開発は、補助対象経費総額の2/3以内	補助対象経費総額の2/3以内
採択予定件数	合計 5件程度 (うち、札幌市外に本社を有する圏域内企業は1件まで)	
事業実施期間	補助金交付決定日 から 2027年3月8日（月） ※ただし、補助対象経費の支出については、2027年2月末日までに支払を終えた経費を対象とします。	
対象経費	旅費、報償費、原材料・消耗品費、人件費、通信・運搬費、機器装置等賃借料、機器装置等購入費、外注費（調査・分析・加工・共同研究費など）、その他の経費（本事業の遂行に必要なと認められる経費）	
対象外経費例	<p>① 補助対象となる経費の額は消費税仕入控除額を差し引いた金額（但し、免税事業者の場合は個別に相談のこと）</p> <p>② 土地及び建物の購入または借上料等に係る経費</p> <p>③ 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等</p> <p>④ 販売（営業）目的となる経費（展示会等への出展料なども含む）</p> <p>⑤ 銀行振込手数料（取引先が負担している場合についても、値引きと見なします）</p> <p>⑥ 車両の借上費用、高速料金、駐車料金、ガソリン代等</p> <p>⑦ 食料費、接待費、会食費等の個人消費的経費</p> <p>⑧ 他の用途（営業等）との併用となっている旅費</p> <p>⑨ 派遣会社等に支払う人件費</p> <p>⑩ 報告書等のノーステック財団に提出する書類作成・申請に係る事務費用</p> <p>⑪ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費</p> <p>⑫ 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費</p> <p>⑬ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費</p>	
公募締切	2026年5月15日（金）17:00必着	